参考資料 8

「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」(案) 等に関する意見の募集について

1.経緯

無登録農薬の製造・使用は先般の農薬取締法の改正により禁止されたが、農家段階で製造される安全な資材まで登録が必要となる過剰規制を避けるため、農林水産大臣と環境大臣が安全性が明らかなものを「特定農薬」(以下、「特定防除資材」の通称を用いる。)として指定し、農薬登録を必要としない仕組みを創設した。

農林水産省と環境省では、

- 特定防除資材について薬効及び安全性についてどのような要件が必要かなど客観的に 評価するためのガイドラインである「評価指針」
- ・ 特定防除資材の候補資材として農林水産省に情報提供があったものなどのうち、物理 的防除に該当するなど農薬でないとされるものや安全性に懸念があるなどから農薬とし て使用すべきでないもの(使用するには農薬登録が必要)の整理
- ・ 重曹等特定防除資材に指定された資材に関連する情報提供や表示の指導のあり方について、農業資材審議会及び中央環境審議会の専門家の審議を踏まえて「評価指針」 (案)等を取りまとめるに当たり、広く国民から意見・情報を募集するパブリック・コメントの手続きを実施。
- 2.パブリック・コメントの実施について
- (1)意見募集期間

平成15年8月4日(月)から9月3日(水)まで

- (2)意見募集の実施内容等
 - ・関係資料の配付

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室・環境省水環境部農薬環境管理 室において配付及び農林水産省・環境省ホームページにおいて掲載

・意見提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールにて農薬対策室または農薬環境管理室に提出

(3) 実施結果について

- ・提出のあった意見等の件数;18件
- ・ご意見の要旨及びそれに対する農林水産省・環境省の考え方については別紙の通り とりまとめ、両省のホームページに掲載

【特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針(案)等】

意見の概要

ご意見に対する考え方

<評価指針について>

1.農薬に含まれる補助成分(有効成分の効果を高めるために添加される成分)は、化学合成されているかどうかに関わらず安全性が確認された場合には特定農薬として認めるとともに、そのリストを作成すべきである。

特定防除資材(特定農薬)は、その定義において、「その原材料に照らし、農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの」とされていますが、一方、化学合成された物質については、化学合成過程で不可逆的に生成する不純物までも含め「安全性が明らか」とは判断できないため、本指針(案)においては、化学合成物質を特定防除資材の対象に含めないこととしたところです。したがって、検討対象とする資材の範囲は原案のとおりとすることが妥当と考えます。

また、特定防除資材は薬効と安全性が認められることが必要であり、補助成分のように当該資材のみで薬効が確認できない物質は、農取法第2条第1項の規定に基づく特定防除資材(特定農薬)に該当しないものと考えます。

2.日常的に摂取、摂食されている食品及び食品添加物は元々安全性が確かめられている。特に食品添加物については厚生労働省が認可しているものである。このような安全性が確かなものについては、安全性資料の除外、安全性試験についての文献等のデータや食用実績での代用ができないか。

特定防除資材として指定するに当たっては、食品や 食品添加物であっても、環境や農産物等への影響をデ ータに基づき評価する必要があると考えております。

また、厚生労働省が食品添加物を指定する際に用いるデータも特定防除資材指定のためのデータとして利用できる場合がありますが、食品添加物の指定は一定の使用方法や使用量を前提としており、また、最終製品に含まれることが認められないものもあるなどの理由から、一律に食品添加物として指定されているからという理由で特定防除資材として使用し農作物等に残留して摂取された場合の安全性が認められると判断することは困難です。

一方、食品であって、広く食用に供されるものにあっては、一部の試験を省略して評価し、懸念が指摘された場合にデータを追加して評価するといったことも考えております。

なお、安全性に関する資料は、文献であってもそれが評価に足るものであれば評価に必要な資料として認められると考えます。

3.既に生産者の評価も高く、全農、 県連、農薬卸店等で販売されている 安全性に問題がない資材であって、 公的機関が試験を実施している資材 は、特定防除資材として積極的に認 められないか。 現に当該資材の使用が広く普及しているものであっても、特定防除資材の指定には、薬効の有無等について適切に評価する必要があると考えております。なお、公的機関において行われた薬効試験の結果は、評価に必要な資料として利用できる場合がありますが、公的機関において試験を実施したことのみをもって特定防除資材に指定することはありません。

4.特定防除資材として指定するもの の範囲を、防除価を50以上の資材 としているが、使用者は化学合成農 薬ほどの効果がなくてもそれを承知 の上で使用する場合があり、少しで も薬効があれば(実用に耐えれば) 指定の対象としてよいのではない か。 特定防除資材は、その薬効を目的として生産・流通・使用されるものである以上農林水産大臣及び環境大臣が指定する際に、一定の薬効を有していることを確認する必要があります。その薬効を判断する指標として防除価を評価項目とすることとしました。さらに、評価の基準として、登録農薬において最低限必要としている水準と同等の防除価50以上とすることとしたものです。

5.水産動植物に対する安全性試験では、コイとミジンコの両方でデータが必要ということか。また、その他の魚類のデータは認められないのか。その他の魚類のデータであっても柔軟に認めるべきではないか。

魚毒性の試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)により定めており、コイに対する48時間の半数致死濃度とミジンコ類に対する3時間後の半数致死濃度により判断することとしています。これは、脊椎動物と無脊椎動物とでは毒性の発現の程度に相当の差があるとの知見に基づき、各を求めることとしたものです。特定防除資材の安全性の確認に当たっても、これに準じて両方のデータが必要であると考えています。なお、評価の統一性を確保する観点からも、資材の種類を問わず、原則としています。

6 . 特定防除資材について、生産者へ の便宜上、表示の義務は必要と考え る。 特定防除資材については、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかなものであることから、農取法の規定上、表示は義務化されておりませんが、使用方法等の表示が適切になされるよう、製造者、販売者に対し指導を行うとともに、虚偽の宣伝については、農取法に基づき取り締まっていくことにより、生産者が特定防除資材を使用する際に混乱が生じないようにする必要があると考えます。

7.海外で既に実績のある資材(公の 機関で認められているもの)につい ては、その文献を基に評価してもよ いのではないか。 海外の文献であっても、それが評価に足るものであれば評価に必要な資料として認められると考えます。

8.既に医療、食品等でも使われている資材(防腐剤、保存剤等)もその使用目的に照らして、農業資材として評価すべきではないか。

農薬としての使用実態や使用予定の全くないものに ついては評価の必要はないと考えています。

9. 医療や食品の加工において使用される資材も当然口に入る物として考えるなら、こうした資材が農作物に対する防除資材として使用された場合は口に入るという点では同様であ

医療や食品の加工において使用される資材であって も、化学合成物質に該当せず、農薬として使用される 実態又は予定があるのであれば、特定防除資材の検討 の対象となります。

るので、特定防除資材としての評価 を検討してはどうか。 10.使用者及び消費者共に安全である 御指摘のとおり、特定防除資材は、その原材料に照 ことが必要である。 らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼす おそれがないことが明らかなことが必要であることか ら、その指定に際しては指針に基づいて慎重に安全性 の評価を行っていく考えです。 11.長年使用実績があるものについて 長年使用実績があるものについても、成分分析の結 は、製品の成分分析をして安全なも 果だけではなく、資材そのものの安全性の評価結果も のは認めてもよいのではないか。 考慮して特定防除資材の指定の可否について判断する 必要があると考えます。 12. 使う人には、個別の製品名で認め 特定防除資材の指定に当たり、仮に個別の製品名に られるとわかりやすいのではない より指定することとした場合、農家が自家製造して使 か。 用していたり、それぞれの地域でわずかな量を製造・ 販売しているものそれぞれが別のものとして個別に指 定されなければ使用できなくなり、同一種類の資材で も特定防除資材に指定されているものとそうでないも のが混在した場合、使用現場で混乱が生じるなど様々 な不都合が生じるおそれがあります。 このため原材料の種類ごとに指定することが適当と 考えます。 なお、我が国の特定農薬の類似の制度である米国の ミニマム・リスク・ペスティサイドの制度も物質指定 となっています。 上で述べたとおり、原材料の種類ごとに指定するこ 13. 原材料ごとの安全性試験には莫大 な費用と時間を要し、当初の生産者 とが適当と考えており、そのためには原材料ごとに安 側に立った安価、安全、効果を謳っ 全性に関するデータが必要であると考えています。 た特定防除資材創設の趣旨に大きく 外れるのではないか。 14. 植物から採取した菌について、そ 細菌、放線菌及び糸状菌といった微生物は、人畜や の植物の防除の目的で使用した場合 農作物等に悪影響を及ぼすものもあること、菌の株ご とにその性質が異なることから、一部の農作物に薬効 の薬効が公的試験機関で確認できた 場合については、詳細な評価試験を が認められても安全性を確認したことにはならないと 受けることなく、対象農作物を限定 考えます。一方、特定防除資材の指定に当たっては、 対象となる農作物や使用方法は限定しないこととされ した上で特定防除資材として指定す ることが可能とすべきではないか。 ています。従って、微生物は適用作物等が明確である 登録すべき農薬とすべきであることから、特定防除資 材の指定の検討対象から除外することとしています。 15.農薬登録の実績がある資材(例: 薬効や安全性は資材を構成する成分によっても異な 除虫菊、石鹸)については、該当の るため、ある資材を特定防除資材に指定する際には当 資料を既に農林水産(農林)大臣に 該資材の組成等とこれに対応した薬効や安全性の資料 提出・受理済みのため資料の提出が を確認して個別に評価を行う必要があります。このた 免除されるべきではないか。 め、農薬登録の実績がある資材と同種のものであって も、登録農薬との同一性の確認や推定ができるもので なければ資料の提出が免除されるものとすることはできないと考えます。また、農薬登録の際に提出された薬効や安全性に関する資料を特定防除資材の評価に使用使用しようとする場合には、あらかじめ特定防除資材の指定を希望する者が当該資料の提出者の確認を得ておく必要があります。

16.他国政府又はコーデックス委員会により、農薬及び防除資材として指定されている事例があるもの(例:ニーム)についても、日本国内における農業事情等に相応するものについては、資料提出の免除対象になり得るものとすべきではないか。

国外で登録がされている農薬であるという理由だけで特定防除資材指定に際しての資料を免除することは、我が国の特定防除資材に係る制度と国外の農薬登録制度が必ずしも同一とは限らないため、薬効や安全性の面で問題があると考えます。なお、御指摘のあったニームについては、例えば米国においては、我が国の特定農薬の類似の制度であるミニマム・リスク・ペスティサイドに指定されず、これよりも規制の強い登録農薬となっていることもあり、資料を免除することは適当ではないと考えます。

17. 農薬登録の実績がないが、医薬 (部外)品等、他省庁において殺虫 効果等に関係するとされるデータが 提出されているもの(例:ハッカ油 等植物精油)については、農薬とし て求められる薬効についての追加試 験のみを実施すれば認められること とすべきではないか。 医薬(部外)品等の安全性等に関するデータ等であっても、評価に足るものであれば利用することは可能ですが、一般にこれらの物品については農作物に使用することを前提にした圃場における薬効試験や原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかであるかを確認する安全性試験等特定防除資材の指定に必要なデータが整備されていることは考えにくいため、医薬(部外)品としてデータ提出されているものであっても、そのことをもって安全性データ提出を免除することは適当でないと考えます。

18.薬効に関して、その科学的根拠が 明確にできないもの(あるいは関連 学会等において、その有効性が認め られないもの)については、指定保 留とすべきではないか。 御指摘のとおり、薬効が科学的に確認できないものは特定防除資材として指定することはできないと考えます。

19. 毒性データが明確にされていない 資材については、有効成分及びその 他の成分の種類・量に関係なく、資 材そのものを評価する(有効成分と しての評価ではなく、資材そのもの として評価する)べきではないか。 毒性データが明確にされていない資材については、 特定防除資材の指定に当たっての要件を満たしていな いことから、そもそも評価の対象にはなりません。ま た、資材の安全性については、資材そのものを評価の 対象とする必要があることは当然ですが、有効成分及 びその他の成分の種類や量が判明していれば、そうし た知見も踏まえて評価すべきと考えます。

20. 資材に含まれる有効成分等の毒性に関するデータが明確にされており、かつ他の物質が毒性に関与しないことが明らかであるとされるものについては、資材中の毒性に関わるとされる物質の割合を求め、その逆

物質の毒性は濃度に比例して高くなるとは限らない ため、御指摘のような計算により毒性に関する値を算 出することは不適当だと考えます。 数を乗じた各値を資材の毒性値とみ なすことができるものとする(例: ピレトリン1%の除虫菊粉の魚毒性 は、ピレトリンの100分の1(100倍 のLC50)) べきではないか。

- 21. 急性経口毒性試験について、食品 に該当する防除資材については免除 し、それ以外の場合は、国内外のレ フェリーつき論文や学術書籍等、信 頼のおける情報源において報告があ る場合は、これらの情報を評価作業 の資料として活用し、新規に試験を 行う場合以上の十分な情報が得られ るものについては、試験を免除すべ きではないか。
- 22.30日間反復経口投与毒性試験は、 天然物であれば、食品・非食品を問 わず、特別な理由がない限り実施し

ないこととすべきではないか。

23 . ^r 指定に係る手続き の1の (1)」の「化学合成」の定義から 「農林水産加工品」を除くべき。 「農林水産加工品」は、その原料が 農林水産物であり、抽出物または加 熱や生体内反応、酵素・酸・塩基に よる加水分解などにより、そのよう な物質が身近で生成し、使用後の環 境中の挙動も他の天然物と同化する ようなもののことを指す。一方、 「化学合成物」とは、この条件に反 し、自然的発生は考えられない、特 殊な条件の人為的設定によりはじめ て生成しうるようなものとすべき。

農林水産加工品の例: 石けん (高級脂肪酸塩;動物体内で生成す る脂肪酸のアルカリ性における存在 状態)、木酢液(木炭の副産物)、 キトサン(カニ殻などの加水分解生 成物)など 農林水産加工品のう ち、分子構造の変化を伴わないもの : 植物粉末(除虫菊など)、植物 の抽出物(エタノール・水・超臨界 二酸化炭素など安全な抽出方法によ るもの)、植物精油、でんぷんなど

食品を成分とする防除資材であっても、その安全性 の評価に際して、最低限の安全性は確認する必要があ ることから、原則として急性経口毒性試験に係る資料 は必要としていますが、人畜に経口摂取された場合の 安全性が確認できる文献等があれば、これに代わるも のになると考えられます。特定防除資材の評価のため の資料については、必ずしも新たに試験の実施を求め るものではなく、既存の文献等で信頼できる資料があ れば、その利用も認めることとしており、御指摘の場 合は、別途試験を行う必要はないと考えます。

天然物であっても一定期間継続して摂取された場合 に人畜に有害な影響を与えるものは存在するため、天 然物であるからという理由で科学的な毒性の評価を省 略するのは不適当だと考えます。

「原則として化学合成された物質であるもの(食品 はこの限りでない)」は特定農薬の検討対象外として いますが、特定防除資材の指定に当たっては、化学合 成された物質かどうか個別に検討した上で特定防除資 材の検討対象とするか判断することとしており、ご指 摘の農林水産加工品といわれるものについて、全て特 定防除資材の検討対象外とされることはないと考えま

24 . ^r 指定に係る手続き の2~

特定防除資材の検討に関する農業資材審議会特定農 3」評価の作業の進捗状況や資料を│薬小委員会及び中央環境審議会農薬専門委員会合同会

である。 公開されなければ特定農 薬と表示して販売することを禁止す べきである。

ホームページ等により公開するべき | 合や農業資材審議会農薬分科会については、運営規則 等に基づき、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼ すおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不 当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合 を除き、原則として公開して開催するとともに、議事 概要や資料についても公開していくこととしていると ころです。

> このことにより、指定された特定防除資材が販売さ れた場合であってもその情報を入手することが可能と なります。

25. 常設の受付窓口を開設し、広く民 間から情報を受ける場と機会を設け るべきである。また、データの調査 や整理、収集作業については、民間 参入を積極的に認め、産官の連携に よって一連の作業を進めるべきであ る。

特定防除資材の評価に必要な資料などについて、広 く国民や企業から情報を提供していただくことは、特 定防除資材に関する制度の運用に当たり有益であり、 積極的に情報提供いただきたいと考えています。

26 . ^r 特定防除資材の評価に必要 な資料の1」の資料の範囲につい て、「既に農薬登録された実績のあ るもの(現在失効分を含む)」につ いての規定も明記し、薬効や安全性 に関するデータが省略できるように すべきではないか。

特定防除資材は、「原材料に照らし農作物等、人畜 及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明ら かなもの」と定義され、特に使用規制措置を講じなく ても問題がないものが指定されるものです。

一方、登録農薬の安全性は、限定された使用方法を 守ってはじめて確保されるものです。

このため農薬登録された実績があることをもって、 いかなる使用方法によっても薬効や安全性が確保でき るとすることはできず、個別に評価を行っていくべき であり、有効成分が登録農薬になっている(いた)こ とで一律の取扱いを定めることは適切でないと考えま す。

なお、指定にかかる評価に際しては、信頼のおける 既存の文献等の資料も検討の基礎資料になると考えま す。

27. 変異原性試験 (Ames試験)は、合 成化学物質のように、使用実績やヒ トの曝露経験がほとんどなく、毒性 によるリスクが未知であるものにつ いて実施されるべき試験項目であ り、安全な食品に含まれる実際上は 毒性に関与しないような物質(例: 野菜などに幅広く含まれ、健康に好 ましい影響をもたらすケルセチン (フラボノイド))でも陽性反応を 示す物質は少なくないとされてい る。

そのため、

・天然物であれば、食品からなるも のであるかどうかに関わらず、特別

復帰突然変異試験(Ames試験)で陽性となった場合 は、その物質が生体内で変異原性や発ガン性を引き起 こす可能性があるため、さらに安全性を確認する必要 がありますが、そのような場合は人畜に影響がないこ とが明らかであるものとされる特定防除資材の要件を 満たさないと判断されます。

また、天然物や食品由来の抽出物の成分でも遺伝子 に変異を引き起こし、人畜に有害な影響を与えるもの は存在するため、天然物や食品由来の抽出物であるか らという理由で科学的な毒性の評価を省略するのは不 適当だと考えます。

な理由がない限り実施しないことと すべきではないか。

・食品由来の抽出物でも省略するようにすべきではないか。また、万一陽性判定が出た場合でも、他のデータ(陽性判定の原因物質の生理的作用など)とのフィッティングを十分に行い、慎重に解析作業を行うべきである。

28 . ^r 特定防除資材の評価に必要 な資料」に関して、現行の評価指針 では、使用後の実環境中における挙 動及び運命についての考察が求めら れていないが、これは農薬の環境リ スクを考察する上で不可欠なことで あり、非現実的な議論により、優秀 な防除資材の特定防除資材としての 指定を阻むようなことのないように すべきである。また、特定防除資材 の評価に関して、水生生物毒性につ いては、実際に使用する剤型で評価 すべきであり、その有効成分とし て、B~C類に該当するものが含まれ ていても、実際に使用する剤型とし ては、有効成分以外の構成成分が毒 性の増大に関与しないことが科学的 知見上明らかであり、かつ計算上A 類になることが明らかなものについ ては、該当する水生生物毒性試験を 免除の上で、特定防除資材として指 定すべきではないか。

本指針では、必要に応じ環境残留データも収集し、 ご指摘の環境リスクを考察した上で「原材料に照ら し、農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそ れがないことが明らかなもの」を特定防除資材に指定 していきたいと考えています。

なお、従来より農薬の登録に当たっての魚毒性の判定は有効成分で行ってきたところですが、特定防除資材の種類によっては、有効成分が不明な場合など、製剤でしか評価できない場合も考えられるので、このような評価に当たっての詳細については、合同会合の場で学識経験者に検討いただいて、合意が得られた方法により評価していきたいと考えます。

<特定防除資材の規制について>

29.特定防除資材は登録農薬のように 使用方法通りに使用しないと処罰の 対象になるのか。

特定防除資材は、現在農取法第12条の規定に基づく農薬使用者が遵守すべき基準の適用対象農薬ではないことから、罰則のかかる使用規制はありません。

< 個別の資材の特定防除資材への早期 指定について >

30.これまで使用してきた木酢液、除虫菊粉末について使用できなくなることで大きな支障が出る。特定農薬の指定の早期実現を希望する。これまで長期間農業に使用されてきているものが指定されてないことは疑問。

除虫菊カス粉や除虫菊エキスは農用 石鹸と共に昭和30年代後半程度まで は日本で伝統的に使用されていた実

評価し得るだけの資料が揃った資材から、可能な限り迅速に安全性等の評価を行い、安全であることが認められればすみやかに特定防除資材の指定を行う予定です。一方、長期間使用されてきたことのみをもって安全であることを科学的に証明することにはならないと考えており、こうした資材についても、必要な資料の提出を求め、安全性等の評価を行った上で指定すべきであると考えます。

績あるものであり、特定農薬として 除虫菊カス粉、除虫菊エキス、石鹸 (脂肪酸カリウム、脂肪酸ナトリウム)を指定すべきである。

31. 木酢液は平成7年に食品添加物 (既存食品添加物)のくん液と「タールの使用が認められているが、「留とたもの」が食品添加物を精製したもの」が食品添加物でありたもの」が認められておりながいである。とが可能であることが可能であることが可能であることが可能であるにするにない。

木酢液についても、他の資材と同様に、安全性の評価等に必要な資料が整った段階で、その安全性等に関する科学的な評価を行い、特定防除資材としての要件を満たすものと認められれば、指定されることとなります。ただし、木酢液については、その原材料や製造方法によって品質や成分のばらつきが大きいとされることから、何らかの製造に係る基準等を設ける必要があるかどうかも含め、合同会合の場で評価していただくことを考えています。

32.安全性は食の安全の観点から消費者に納得いただける基準にするべきであり、木酢液は農作物の栽培にするであり、木酢液は農作物の栽培に安全で品質のよい木酢液の指定を検討して欲しい。そういったよい木酢液が指定されれば、最初はハードルが高いかもしれないがそれをクリアする木酢液が広く使われ市場がにもなる。

特定防除資材として指定される要件として、その安全性が証明されることが必要であり、木酢液の指定に際しても指針に基づいて安全性の評価を行っていく考えです。

<農薬でないとされるものについて> 33.果樹類において燐酸肥料を葉面散 布することで耐病性が向上するとの ことであり、ケイ酸肥料と同様のこ とが言えるのではないか。

ケイ酸肥料、リン酸肥料など肥料の中には、その施用によって副次的に病害虫への抵抗力を高める場合等もありますが、これらの効果をもって農薬であると認めることは困難であると判断されることから、一般的に、植物に栄養を与える目的で使用される肥料は農薬でないと考えられます。

< その他 >

34.特定農薬制度を廃止すべきであ る。

頂いた御意見は、今回募集した特定防除資材(特定 農薬)指定のための評価に関する指針(案)等につい てのものではありませんが、特定防除資材の制度は、 平成14年の農薬取締法の改正において無登録農薬の 使用等を禁止した際に、病害虫防除に使用される資材 のうち安全性に問題のないものまで農薬登録を求める のは規制として過剰との考えから設けられた制度であ り、必要な制度であると考えます。

35.農薬取締法の農薬の定義を化学合 成農薬を主とするものに改め、 機農業において使用される薬剤(農 作物等、人畜及び水産動植物に害を 及ぼすものを除く)と、 天敵であ って、当該天敵を使用する場所と同 一の都道府県内 (特定の離島にあっ ては当該離島内)で採取されたもの は、一括して包括的に農薬取締法の 適用から除外し、別途、有機農業を 全体的に見渡す視点に立って運用管 理すべきである。(上記 の農林水 産大臣及び環境大臣の薬剤の指定及 びその変更においては、食品安全委 員会及び農業資材審議会の意見を聴 かなければならないものとする。)

頂いた御意見は、今回募集した特定防除資材(特定 農薬)指定のための評価に関する指針(案)等につい てのものではありませんが、有機農業において使用さ れる薬剤であるか否かに関わらず、農薬として製造、 流通、使用される以上、適正な品質の確保や安全性の 確保は必要であることから、農薬取締法の対象外とす ることは不適切と考えています。また、有機農業にお いて使用する資材であっても、農作物等、人畜及び水 産動植物に害を及ぼすおそれがあるものもあることか ら、特定防除資材の指定に当たっては、食品安全委員 会及び農業資材審議会の意見を聴いて行わなければな らないことは御指摘のとおりと考えます。

36.「食品」は、社会通念上、明らか に農薬ではなく、「農薬」の定義の 中にある「薬剤」に食品が含まれる と読むことには無理がある。薬剤の 定義を明確にすべきである。病害虫 を防除する目的で使用しても、この ようなものまで「農薬」という概念 で規制することは、農薬の概念をさ らに不当に拡張することになるため 適用除外とすべきである。

頂いた御意見は、今回募集した特定防除資材(特定 農薬)指定のための評価に関する指針(案)等につい てのものではありませんが、食品であっても殺虫や殺 菌等の効果を持つものがあり、こうしたものを農薬と して使用する場合には、従来から農薬取締法により規 制の対象としてきたところです。この定義を変更する 必要はないと考えます。

37.「天敵微生物」については、「天 敵動物」と一緒に、農薬取締法の適 用除外とすべきである。規制の必要 があれば、他の持続農業促進法など で管理すべきである。

頂いた御意見は、今回募集した特定防除資材(特定 農薬)指定のための評価に関する指針(案)等につい てのものではありませんが、天敵微生物や天敵動物で あっても、農薬として製造、流通、使用する以上適切 な品質の確保が必要であり、また、細菌、放線菌及び 糸状菌といった病害虫の天敵の微生物は、人畜や農作 物等に悪影響を及ぼすものもあること、菌の株ごとに その性質が異なることなどからも、農薬として農薬取 締法の下で規制するべきであると考えます。

38.「使用される場所の周辺で採取さ

頂いた御意見は、今回募集した特定防除資材(特定 れた天敵」が既に特定農薬として指|農薬)指定のための評価に関する指針(案)等につい 農薬とすべきでないため、特定農薬 とすべきでない。

ただし、外国産のような、使用さ れる場所ではない所で採取されたり 生息する天敵動植物を、効用をうた って販売する場合については、生態 系に及ぼす影響について厳しく規制 する必要があるため、特に定めて規 制すればよい。

定されているが、これらはそもそも一てのものではありませんが、天敵についても、防除に 用いる場合には一定の品質を確保する必要があるこ と、天敵の種類によっては人畜、水産動植物への害の あるものがあり得ることから、農薬として扱い、製 造、販売、使用等について一定の規制を行う必要があ ると考えます。

39.特別栽培農産物の定義における 「減農薬」の場合の「減じる」農薬 とは、「化学合成農薬」であると規 定されているが、「特定農薬」は、 化学合成農薬とは相容れないもので あり、この制度によって、「減農 薬」表示は、農薬(化学合成)を減 らし、農薬(特定農薬)を使うこと になり、農薬概念が拡大して混乱 し、減農薬などエコ農業・環境保全 型農業・循環型農業などにも水を差 すことになる。

頂いた御意見は、今回募集した特定防除資材(特定 農薬)指定のための評価に関する指針(案)等につい てのものではありませんが、御意見をいただいた特別 栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成15年6月 に改正)では、特別栽培農産物を化学合成農薬を減じ たものと明確に定義する一方、特定防除資材について は農薬であっても化学合成農薬ではないものとして扱 われていますので、農薬の概念に混乱をもたらすもの ではないと考えます。

特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針(案)

目的

本指針は、農薬取締法第2条第1項により特定防除資材(特定農薬)を指定するに当たって必要な薬効及び安全性に関する評価の考え方を示すものである。

特定防除資材指定のための評価に関する基本的考え方

特定防除資材は、薬効があるものの中から、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産 動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであると確認されたものが指定されなけ ればならない。従って、特定防除資材の指定に当たっては、次の点が科学的に評価され ることが必要である。

1 薬効

特定防除資材の病害虫や雑草に対する防除効果、又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制に対する効果が確認されること

2 安全性

特定防除資材の農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認されること

指定に係る手続き

1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲

検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項及び第2項の規定に基づく「農薬」の定義に該当するものであって、以下のものは除く。

- (1)原則として化学合成された物質であるもの(食品はこの限りでない)
- (2) 抗生物質
- (3)天敵微生物(弱毒ウイルスはこの限りでない)
- (4) 有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤などの補助成分が入って いるもの

2 検討対象資材の評価優先度

優先して評価する検討対象資材は、主に以下の点を踏まえて農林水産省及び環境省が協議の上決める。

- (1)安全性に懸念があるとの情報があるもの
- (2)現に当該資材の使用がかなり普及しているもの
- (3)評価できる資料が整っているもの

3 指定作業

特定防除資材の指定のために、農林水産省及び環境省において検討対象資材について調査・作成・収集した資料を整理し、検討対象資材の評価優先度を考慮しつつ、評価準備の整ったものから農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合で評価を実施する。

当該評価結果を踏まえて農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会へ諮問し、農

業資材審議会は審査終了後、農林水産大臣及び環境大臣に答申を行う。農林水産省及び環境省はこの答申を踏まえ、特定農薬の指定に関する告示の改正等必要な事務手続きを行う。(今後、食品安全委員会への意見聴取手続きの記述を追加する予定。)

特定防除資材の評価に必要な資料

1 資料の範囲

特定防除資材の評価は、原則として、下表の資料の範囲内で行うこととする。 ただし、広く食用に供されるものそのものにあっては表中の4の(2)の 及び を、広く食用に供されるものの抽出物は抽出方法によっては同 を省略することがで きるものとする。

また、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合又は農業資材審議会において有害性の懸念が指摘された場合は、必要な試験項目について追加して調査を行うものとする。

(表:特定防除資材の指定に際し必要とする資料)

- 1.資料概要
- 2.物理化学的性質及び成分規格に関する資料
- (1)名称(一般名、化学名等)
- (2)原材料(当該資材の原材料すべて)
- (3)可能な範囲での有効成分及びその他の含有成分 (名称及び構造式又は示性式)
- (4)含量規格(有効成分の含量を%で表示。有効成分が複数の場合はそれぞれについて記載)
- (5)製造方法
- (6)性状(色、におい、形状等)
- 3.薬効に関する資料
- 4.安全性に関する資料
- (1)薬害(農作物に関する安全性)に関する資料
- (2)人畜に対する安全性に関する資料

急性経口毒性試験

変異原性試験(復帰突然変異試験)

- 90日間反復経口投与毒性試験
- 暴露評価に係る試験(作業者暴露、作物残留及び環境残留) 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料
- (3)水産動植物に対する安全性に関する資料
- 5.使用方法・普及状況等に関する資料
- 2 薬効に関する資料及び評価の目安(表中の3参照)
 - (1)評価に必要な資料

公的試験研究機関において実施された試験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を必要とする。

病害虫の防除、除草に使用する場合

同一の病害虫又は雑草に対する野外(実際の栽培時に使用される場所をいい、 ガラス室、ビニールハウス等の施設内も含む。以下同じ)での防除効果試験成績 (種子消毒の場合は野外での試験成績でなくてもよい。)であって、試験成績の 結果として防除価(注)を算出したもの。

(注)防除価とは無処理区における病害虫の被害を100とした場合の処理区の防除効果の 程度を示す指数で、次式で計算される。

防除価 = 100 - (処理区の被害/無処理区の被害)×100

農作物の生理機能の増進又は抑制に使用する場合

同一の農作物に対する野外での生理機能の増進又は抑制効果の試験成績 供試農作物等の名称、評価対象資材使用時期の生育ステージ、対象病害虫・雑草 名、当該防除資材の使用方法(使用時期、回数、散布方法、単位面積当たり使用 量、希釈する場合は希釈倍数)等登録農薬の薬効に関する登録検査時に必要な検 香項目と概ね同様の項目

(2)検討対象資材の薬効が確認される目安

病害虫の防除、除草に使用する場合

防除価がいずれの試験においても50以上。

農作物の生理機能の増進または抑制に使用する場合

個別に植物生理学の専門家の意見も踏まえ確認(効果の種類が多岐にわたるため)

- 3 安全性に関する資料及び評価の目安(表中の4参照)
 - 3 1 薬害
 - (1)評価に必要な資料

薬害に関する論文等の調査結果

(2)検討対象資材の薬害がないことが確認される目安

指定の際に薬害の発生に関する情報がない場合に、当該特定防除資材について薬害がないことが確認されたものとする。なお、想定される範囲を大幅に超えた使用方法で薬害の可能性を考慮しなければならない場合は、その旨の情報を必要とする。

- 3 2 人畜に対する安全性
 - (1)評価に必要な資料

原則として、GLP試験研究機関において実施された以下の文献等(学術論文等として発表されたものではなくても可)。

- (ア)急性経口毒性試験(ラット等を用いた試験により概略の致死量を求めるとともに動物の中毒症状や状態を記録)
- (イ)変異原性試験(細菌を用いた復帰突然変異試験(Ames試験))
- (ウ)90日間反復経口投与毒性試験(ラット等を用いた試験により動物の中毒症状や状態を記録)

に係る試験成績

(I)暴露評価に係る試験(作業者暴露、作物残留及び環境残留。有害性の報告があるもののみ)

評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料

(2)検討対象資材の人畜に対する安全性が確認される目安

上の試験成績により安全性が確認されたものは人畜に対する安全性が確認されたものとする。評価の際には、当該検討対象資材の腐敗、かびの発生等二次

的な悪影響の有無についても確認する。

- 3 3 水産動植物に対する安全性
 - (1)評価に必要な資料 魚毒性に関する信頼できる文献等の調査結果
 - (2)検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安 魚毒性A(コイに対する48時間後の半数致死濃度が10ppmを超えかつミジンコ類に対する3時間後の半数致死濃度が0.5ppmを超える場合)に該当する場合に水産動植物に対する安全性が確認されたこととする。
- 4 使用方法・普及状況等に関する資料

薬効があり、安全性上問題がないと考えられる通常の使用方法及び使用上の注意事項として考えられる事項並びに資材の普及状況に関する資料とする。

特定防除資材(特定農薬)の整理フロー

